

衛生管理業務に関する事項

- (1) 従業者が感染性疾患にかかっていないかどうか等、毎日、健康状態を確認すること。
- (2) 施設、設備、器具等の衛生全般について、毎日、点検管理すること。
- (3) 作業場内の採光、照明および換気を十分にすること。
- (4) 作業場内は、適温、適湿に保持すること。
- (5) 作業場内の器具・用具類を消毒するスペース等には、関係者以外の者をみだりに出入りさせないこと。
- (6) 外傷に対する救急処置に必要な薬品および衛生材料を常備すること。
- (7) お客様に感染性疾患もしくはその疑いのある場合、または施術部位に皮膚疾患もしくはその疑いのある場合等は、皮膚科専門医の診断をすすめ、施術をお断りすること。

従業者に関する事項

- (1) 常に清潔な外衣を着用し、衛生に留意すること。
- (2) 常に身体を清潔に保ち、身だしなみに配慮すること。
- (3) 所定の場所以外で着替え、喫煙及び食事をしないこと。
- (4) お客様ごとの施術前および施術後に手指の衛生措置(石けん等を用いた洗浄)を講じ、施術前には消毒を行うこと。
- (5) 皮膚に接する器具類は、お客様ごとに消毒した清潔なものを使用すること。
- (6) 調整した消毒液は、使用しやすい適正な場所に置くこと。
- (7) 皮膚に接する器具類は、使用后速やかに洗浄し、適正な消毒を行うこと。
- (8) 皮膚に接する布片類は、清潔なものを使用し、お客様ごとに取り替えること。
- (9) 使用後の布片類は、洗剤等を使用し、水または温湯で洗浄すること。
- (10) 皮膚に接しない器具であっても汚れやすいものは、お客様ごとに取り替えまたは洗浄し、常に清潔に保つこと。
- (11) 施術に使用する材料の用途および成分を把握し、適正に取り扱うこと。
- (12) 作業に伴って生ずる廃棄物等は、その都度、ふた付きの専用容器に入れ、適正に処理すること。